

平成 27 年 9 月 29 日

各 位

会社名 RKB毎日放送株式会社  
代表者名 代表取締役社長 井上 良次  
(コード番号：9407 福証)  
問合せ先 常務取締役 森越 隆文  
(TEL：092-852-6621)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 9 月 29 日開催の取締役会において、以下のとおり、「定款一部変更の件」を平成 27 年 12 月 22 日開催予定の臨時株主総会に付議することについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の理由

当社は、本日付「認定放送持株会社体制への移行並びに吸収分割契約の締結および子会社（分割準備会社）の設立に関するお知らせ」において公表いたしましたとおり、平成 28 年 4 月 1 日（予定）を効力発生日として、会社法第 757 条に基づき、当社を分割会社とし、当社の完全子会社である RKB 毎日分割準備株式会社（以下、「分割準備会社」といいます。）を承継会社として、当社のグループ経営管理事業および不動産賃貸事業を除く一切の事業に関する権利義務の一部を分割準備会社に承継させる吸収分割を行い、所定の許認可が得られることを条件として認定放送持株会社へ移行し、商号を変更いたします。

これにともない、定款第 1 条の変更、定款第 2 条第 1 項柱書（各号列記以外の部分）の変更および同条第 2 項の追加を行うものであります。

なお、当該定款変更につきましては、当社が認定放送持株会社となるために必要な関係官庁からの許認可等（認定放送持株会社に関する放送法第 159 条第 1 項に基づく総務大臣の認定を含みます。）を得て、上記吸収分割の効力が発生することを条件として、変更の効力が生じるものとします。

##### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更後
(商号) 第 1 条 当社は、 <u>RKB 毎日放送株式会社</u> と称する。 2 英文では <u>RKB MAINICHI BROADCASTING CORPORATION</u> と表示する。	(商号) 第 1 条 当社は、 <u>株式会社 RKB 毎日ホールディングス</u> と称する。 2 英文では <u>RKB MAINICHI HOLDINGS CORPORATION</u> と表示する。
(目的) 第 2 条 当社は、次の事業の <u>経営</u> を目的とする。	(目的) 第 2 条 当社は、 <u>認定放送持株会社として</u> 、次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他の事業体の株式または持分等を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。

現行定款	変更後
<p>(1)～(25) (条文省略) (新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(1)～(25) (現行どおり)</p> <p>2 <u>当社は、前項各号の事業及びこれらに付帯または関連する一切の事業を営むことができる。</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>第1条 第1条及び第2条の変更は、当社とRKB毎日分割準備株式会社との間の吸収分割の効力が生ずることを条件として、当該吸収分割の効力発生日をもって効力が生ずるものとする。</u></p> <p>2 <u>本附則は、前項の効力発生日をもって削除する。</u></p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日  
定款変更の効力発生日

平成 27 年 12 月 22 日  
平成 28 年 4 月 1 日

以 上